

入札公告

次のとおり、国有林の立木販売と当該伐採跡地における造林事業請負を一括して一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

令和6年8月9日

分任契約担当官
秋田森林管理署長 橋爪 一彰

分任支出負担行為担当官
秋田森林管理署長 橋爪 一彰

1 立木販売と造林事業請負の概要

入札番号第1号

(1) 立木販売

伐採箇所	秋田県仙北市田沢湖田沢字先達沢国有林 3047 林班は1小班
伐採種	皆伐
伐採面積	4.00ha
立木材積	2,287.63m ³
	別紙「公売物件明細書（立木）」のとおり
現地案内	別紙「現地案内日程表」のとおり

(2) 造林事業請負

事業名	造林事業請負（田沢地区、地拵・植付）
作業場所	秋田県仙北市田沢湖田沢字先達沢国有林 3047 林班は1小班 上記（1）の伐採跡地
事業内容	地拵・植付 4.00ha

(3) 履行期限

立木販売物件の搬出期間	引渡しの日から令和7年10月31日
造林事業請負の履行期間	契約締結の翌日から令和7年10月31日

2 競争参加資格

本事業の入札に参加出来る者は、次の立木販売及び造林事業請負に示す全てに該当する者となります。

(1) 立木販売

最寄りの森林管理局長から「一般競争参加資格確認通知書」の交付を受けた者であること。

(2) 造林事業請負

ア 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 令和 04・05・06 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格の「役務の提供等（その他）」）を有し、国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加者の資格に関する公示（令和 4 年 2 月 15 日）によって決定された等級が本事業に対応している者は、自己の等級より下位への入札及び自己の等級より上位への入札に参加できる。

なお、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第 45 号）第 5 条第 3 項に基づく認定を受けている事業主（以下「認定事業主」という。）が直近上位より上位に入札する場合、認定事業主以外が上位に入札する場合は、発注対象事業と同程度の期間で対象等級と同規模の事業実績（国有林野事業の発注以外の事業を含み、元請・下請として、完成、引き渡し完了した事業実績）を有している者であること。

なお、この事業の等級は、C 等級である。

（参考）造林の等級区分（資格：役務の提供等（その他））

等級	競争参加者（数値）
A	75 点以上
B	55 点以上 75 点未満
C	40 点以上 55 点未満
D	40 点未満

ウ 共同事業体にあつては、次の全ての要件を満たすものであること。

（ア）協定書に基づき結成された共同事業体であること。

（イ）競争制限とはならない共同事業体であること。

（ウ）構成員の全てが、全省庁統一資格の「役務の提供等（その他）」の資格を有すること。

（エ）共同事業体が入札する事業に、構成員が入札を行わないこと。

（オ）共同事業体の等級は代表者の等級とし、（2）イに定める等級であること。

（代表者が認定事業主である場合は、（2）イのなお書きで読み替え適用する等級であること。）

エ 令和 04・05・06 年度全省庁統一資格の競争参加を希望する地域において、「東北」を選択している者であること。

（共同事業体にあつては、構成員の全てが「東北」を選択している者であること。）

オ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和 3 年 3 月 31 日）9（2）に規定する手続きをした者を除く。）でないこと。

カ 平成 21 年 4 月 1 日以降（過去 15 年間（事業年度は含まない））に、入札公告の事業又は同種の事業を完了した実績（国有林野事業の発注以外の事業を含み、元請・下請として、完成、引き渡し完了した事業実績）がある者とする。

なお、同種の事業とは地拵、植付、下刈、除伐、除伐Ⅱ類、つる切り、本数調整伐 A（除伐Ⅱ類事業）、公園等における樹木の植栽又は草の刈払いとする。

ただし、発注対象事業より下位の等級に格付けされた認定事業主が直近上位より上位に入札する場合、認定事業主以外が上位に入札する場合は、発注対象事業と同程度の期間で平成 21 年 4 月 1 日以降（過去 15 年間（事業年度含まない））に対象等級と同規模の事業を完了した実績（国有林野事業の発注以外の事業を含み、元請・下請として、完成、引き渡し完了した事業実績）がある者とする。

また、事業年度の前年度及び前々年度の 2 年間に、入札公告の事業及び同種の事業について、事業成績評定通知書を受けた者は、入札しようとする者の 2 年間の契約毎の評定点の合計を契約件数で除した平均点が 65 点以上であること。

キ 配置を予定する技術者にあつては、入札参加者が直接雇用しており、技術者の資格（次に掲げる(ア)から(ケ)まで）を有していること。

技術者の資格とは、以下のとおり

- (ア) 技術士（林業、森林土木、林産）
- (イ) 林業技士（林業経営、林業機械、森林土木、森林評価）
- (ウ) グリーンマイスター（基幹林業技能士）
- (エ) グリーンワーカー（林業技能作業士）
- (オ) ニューグリーンマイスター（基幹林業作業士）
- (カ) フォレストマネージャー
- (キ) フォレストリーダー
- (ク) フォレストワーカー（林業作業士）
- (ケ) 青年林業士

なお、上記の資格を有しない場合、平成 21 年 4 月 1 日以降（過去 15 年間（事業年度は含まない））に入札公告の事業又は同種の事業（国有林野事業の発注以外の事業を含み、元請・下請として、完成、引き渡し完了した同種事業に従事した代表的なもの（事業規模の大きいもの）のうち次の優先順位（ア現場代理人として経験した事業、イ現場代理人以外で経験した事業。）に基づく 1 件）に 3 年以上従事している者であること。

ク 労働安全衛生規則等に基づき必要とされる下記資格保有者を配置出来ること。

① チェンソーを使用する作業

(ア) 改正前労働安全衛生規則第 36 条第 8 号又は第 8 号の 2 特別教育の修了者については、伐木等の業務（基発第 0214 第 9 号第 2 の 1 特別教育（補講））を受講済者であること。

(イ) 改正後労働安全衛生規則第 36 条第 8 号修了者であること。

② 刈払機を使用する作業

「林業における刈払機使用に係る安全作業指針」の周知徹底について(昭

和 60 年 2 月 19 日付け基発第 90 号厚生労働省通達) に基づく刈払機を使用できる者であること。

ケ 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)、競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、東北森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知)又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」(平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政政第 338 号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けていないこと。

コ 以下に定める届出をしている事業者であること。(届出の義務がない者は除く。)

- ・ 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出
- ・ 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出
- ・ 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出

サ 上記 1 (1) 及び (2) に示した事業に係る条件調査等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある業者でないこと。

なお、本事業に係る条件調査等の受託者は該当無しである。

シ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(入札説明書参照)

ス 当該事業に係る申請書及び資料が適正であること。

その記載内容が適正でない場合又は未提出の場合は入札参加を認めない。

セ 当該事業の入札説明書及び見積りに必要な図書等を発注者の指定する方法(CD-R等による配布等)での交付を受けていない者は、入札参加を認めない。

ソ 農林水産省発注事業等からの暴力団排除の推進について(平成 20 年 3 月 31 日付け 19 東経第 178 号局長通知)に基づき、警察当局から当局長(署長、支署長含む。)に対し、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

タ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向け」(令和 3 年 2 月 26 日付け 2 林政経第 458 号林野庁長官通知)に沿って、作業の安全対策に取り組んでいること。(規範の内容に相当する既存の取組を含む。)

注:「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向け」及び「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向け解説資料」は、林野庁ホームページに掲載。

(<http://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkiban.html>)

- (1) 本競争の参加希望者は、上記 2 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、(2) に掲げるところに従い、申請書及び(3) の資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、共同事業体についても同様に申請書及び資料(様式 2~様式 4 については共同事業体の構成員が受注した同種の事業及び技術者、従事予定者とする)を提出するほか、協定書を提出し確認を受けるものとする。

- (2) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間：令和 6 年 8 月 13 日(火)から令和 6 年 8 月 26 日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日(以下「休日等」という。))を除く。)の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで(正午から午後 1 時 00 分までを除く。)

なお、郵送の場合は令和 6 年 8 月 26 日(月)午後 5 時 00 分までに必着とする。

イ 場 所：〒019-2601

秋田県秋田市河辺和田字和田 156-3

秋田森林管理署 総務グループ

電話：018-882-2311

ウ 提出方法：入札説明書に示す様式により、3 の(2)のイの場所に代表者又はそれに代わる者が持参するか若しくは郵送により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

- (3) 資料の内容

(ア) 全省庁統一資格

全省庁統一資格の資格確認通知書の写し

(イ) 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく都道府県知事の認定

認定事業主である場合は認定書の写し

(ウ) 事業実績

同種の事業に係る発注対象事業より下位の等級に対応する等級に格付けされた者である場合及び認定事業主で直近上位より上位に入札する者である場合は、発注対象事業と同程度の期間で対象等級と同規模の事業に係る実績

(エ) 配置予定の技術者及び従事予定者の資格等

配置予定の技術者及び従事予定者の資格、経歴、同種の事業に係る経歴等(複数の者でも可とし、経歴については、元請・下請として、完成引き渡し完了した同種事業に従事した代表的なもの(事業規模の大きいもの)のうち次の優先順位((1)現場代理人として経験した事業、(2)現場代理人以外で経験した事業。))に基づく 1 件をそれぞれ記載すること。)

(オ) 事業成績評定書の通知

事業年度の前年度及び前々年度の 2 年間に、入札公告の事業及び同種の事業について、契約を実施した署等から通知された全ての事業成績評定通知書の写し

- (4) 3 の (2) アに規定する期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加できない。

4 入札手続き等

(1) 担当部署

〒019-2601

秋田県秋田市河辺和田字和田 156-3

秋田森林管理署 総務グループ

電話：018-882-2311

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間：令和6年8月9日（金）から令和6年9月26日（木）まで（休日等を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで（正午から午後1時00分までを除く）。

イ 交付場所：〒019-2601

秋田県秋田市河辺和田字和田 156-3

秋田森林管理署 総務グループ

電話：018-882-2311

ウ 交付方法：上記ア及びイにおいて、無償で交付する。

(3) 入札の方法並びに入札及び開札の日時及び場所

入札書には、立木の買受け見積金額と造林事業請負見積金額のと差額の消費税抜きの金額を入札金額として記載すること。また、「国へ納付します。」「国から支払いを受けます。」のどちらかを明確にすること。

ア 入札及び開札の日時

令和6年9月27日（金）10時00分

入札受付は令和6年9月27日（金）午前9時45分（受付開始）

入札締切は令和6年9月27日（金）午前10時00分（開札時刻）までとする。

ただし、郵送により入札書を提出する場合は、令和6年9月26日（木）午後5時00分までに必着とする。入札書の日付は令和6年9月27日とする。

イ 入札及び開札場所

〒019-2601 秋田県秋田市河辺和田字和田 156-3

秋田森林管理署 会議室

ウ 入札書の提出方法

入札は、所定の様式による入札書を直接に又は郵便（書留郵便に限る。）により提出するものとし、電送、その他の方法による入札は認めない。

なお、郵便入札した者は、再入札には参加できない。

エ 入札の執行に先立ち、分任支出負担行為担当官が競争参加資格があることを確認した旨の通知書の写しを提出すること。

5 その他

- (1) 入札において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金を免除する。
 - イ 契約保証金を免除する（前払金の規定を適用する場合は、契約保証金を求めることとする）。
- (3) 入札の無効
本公告による競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 素材生産事業請負及び造林事業請負の積算内訳書の提出
第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を所定の様式により提出する。
なお、入札の際に積算内訳書が未提出又は提出された積算内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該積算内訳書の提出業者の入札を無効とすることがある。
また、提出された積算内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。
- (5) 配置予定技術者（現場代理人）の確認
配置予定技術者が種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定技術者の変更は認められない。
- (6) 契約書作成の要否
要。
契約書に記載する立木等の販売金額と造林作業の請負金額の決定については、契約の相手方決定後ただちに相手方からそれぞれの消費税額を加算した立木等の買受金額と造林作業の請負金額について、別添に定める「立木等買受金額および造林作業請負金額内訳書」を提出させ、これに対し森林管理署長が承認することにより決定するものとする。
なお、契約は森林管理署長承認する金額をもって行うこととする。
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口
上記4の(1)に同じ。
- (8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
2の(1)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も3により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、入札当日の締め切り前に2の(1)の資格の認定を受け、かつ、分任支出負担行為担当官による競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (9) 詳細は入札説明書による。
本公告に係る事業請負契約における契約約款は、こちらからダウンロードしてください。

国有林野事業林産物売買契約約款
国有林野事業造林事業請負契約約款

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は本公告日とすることとしますのでご承知おきください。

国有林野事業における造林事業を請負契約に付する際の予定価格については、「造林事業請負予定価格積算要領」に基づき算定の上、決定しています。詳細については、林野庁ホームページをご覧ください。

造林事業請負予定価格積算要領

(<http://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/zourin/nyusatu.html>)

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局のホームページ

(<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/index.html>)

別紙

特約条項

1. 物件の区域及び伐採木等については、誤伐の未然防止に努め、買受者の責任において、事業従事者への周知徹底を確実に図ること。不明な箇所については、必ず当該森林官に確認すること。
2. 物件箇所の収穫区域表示及び「収測番号札」が貼ってある立木については、損傷及び伐倒をしないよう着手前に確認すること。
3. 物件の伐採・搬出に際しては、林地崩壊をしないよう注意し、また、河川の水質を汚濁しないよう河川の横断には仮設木橋や土管理設など特段の注意を払い、伐採搬出終了後は、当該森林官の指示に従い、後片付けを実施すること。
4. 搬出に際し、保安林を使用する場合は、予め森林事務所へ「作業仕組承諾書」を提出すること。
5. 搬出路線の変更が必要となった場合は、速やかに当該森林官と協議すること。
6. 砂防指定箇所については、必要な手続きをしてから作業に着手すること。
7. 当箇所以外の林小班について、保安林又は砂防指定内である場合は、搬出支障木の伐採及び搬出路作設に係わり、それぞれの法に基づく所定の手続きが必要です。
8. 沢縁、土場敷並びに林道沿線には、立木の残材及び末木枝条等を散乱放置することなく、搬出期間内に整理し、搬出時には汚濁水を流さないよう搬出路には水切り等の必要な処置を行うこと。
9. 間伐物件については、標準地内の調査を基に伐採し、販売対象外の立木は損傷しないようにすること。
10. 物件箇所の搬出に際しては、貸付契約地も含めて境界標識や看板等の構造物を損傷しないよう注意を払い、損傷した場合は直ちに当該森林官へ届出し、当該森林官及び森林管理署の指示のもと、買受者の責任で処理することになります。また、その処理費用についても、買受者の負担となります。
11. 物件の搬出に際し、国有林以外の民有地等を通過・土場等に使用する場合は、買受者が借り上げ及び協議等を行うこととし、森林管理署は関与しないものとします。
12. 物件の伐採・搬出等に伴う支障木が発生した場合、速やかに当該森林官と協議をすること。なお、支障木の搬出期限については、当該物件の搬出期限と同一となります。
13. 公売物件の販売対象木は、全て伐倒し搬出すること。やむを得ず物件を放棄する場合は、当該森林官と現地確認をし、必ず協議すること。
14. 埋蔵文化財を発見した場合は、その現状を変更することなく、速やかにその旨を森林管理署長へ連絡し、森林管理署長の指示にしたがうこと。
15. 林業における労働災害の防止の観点から立木販売契約情報（売買契約者名・事業着手前に提出された入林届）を労働基準監督署へ情報提供します。また、提出された情報に基づき、労働基準監督署による現場点検や安全指導が行われる場合があります。
16. 森林管理（支）署長は、買受人による確認を受けた森林作業道及び集材路・土場の計画と異なる施工、チェックリストの不遵守等により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めるときは、買受人の負担において植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができる。この場合において、買受者は森林管理（支）署長の命に応じ、必要な措置を講じなければならない。

別紙

現地案内日程表

本物件は再公告物件のため、現地案内を省略します。

現地案内を希望する場合は、令和6年8月19日（月）までに、下記担当へご連絡ください。

物件番号	物件所在地	契約関係	現地案内日時
1号	(田沢)先達沢国有林3047は1林小班	国有林	(省略)

秋田森林管理署 経営担当

TEL:018-882-2311